

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定によりいちき串木野市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和6年3月26日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和6年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス市来店

いちき串木野市大里6199番1 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和5年11月13日

3 意見の概要

- ・ 周囲の自然環境、市民生活に影響を与えないように留意すること。（排水、騒音、振動、悪臭等）
- ・ イベント開催時等、混雑が予想される場合においては、交通整理員の適切な配置を行うなど安全対策を講ずること。
- ・ 既存の土地内に農地転用許可後（平成15年3月）の地目変更を行っていない箇所があると思われるため、早急に地目変更を行っていただきたい。また、東側に農地が存在するため引き続き被害防除等に配慮すること。